

三使用労働者 一四名（女七名）
四爭議ノ發端

七月二十八日、興業終了後、事業主大久保ヨリ従業員ニ對シテ營業不振ニ付給料一割五分ノ減給ヲ爲シ、高樂長平野行一ノ解雇スヘシト言渡シ、従業員側ハ熟考、上回答スル旨ヲ述ヘ、越エテ三十日午後十一時會見シタルカ、關東労働者組合ニ加入セル六名ヲ除ク、従業員ハ之レヲ承認シタルニ、組合ニ加入セル従業員六名ハ樂長ノ解雇取消シ、給料五分減ヲ主張スニ、議ラズ、爭議ニ入レリ。

ハ至過
被解雇者及一般従業員ハ平常通就業ニ居リ何等不穩ノ行動ナク、爭議參加者ハ一切ノ交渉ヲ組合幹部ニ一任セリ。

ハ交渉ノ状況並ニ解決
爭議ニ後、依頼ヲ受ケタル關東労働者組合尾崎一夫、谷川公明ハ三十一日、事業主ト會見交渉、結果両者考慮スルコト、シテ八月一日午後二時再ヒ會見交渉、結果左記条件ヲ以テ、田島解決セリ。

- 一 事業主ハ平野行一ノ解雇ヲ取消スルコト
- 二 従業員側ヨリ自發的ニ給料五分減ヲ申出テ八月ヨリ實施スルコト

右及申（通）報候也